

情報収集手段

防災行政無線

防災行政無線が聞こえない地域や、聞き取りにくい地域にお住まいの方は、テレホンサービス(Tel 0120-40-8031)や防災ラジオ、市公式LINEをご利用ください。

市公式LINE

災害情報や防災行政無線の放送内容が、神栖市公式LINEから受け取れます。

右の二次元コードから友だち登録ができます。



市メール配信サービス

災害情報や防災行政無線の放送内容が、皆さんのスマホやパソコンに配信されます。

登録は「t-kamisu@sg-p.jp」に空メールを送信し、届いたメールの案内に従って手続きしてください。

防災ラジオ

市では、防災行政無線の放送内容を聞くことができる「防災ラジオ」を有料で配布しています。

対象＝市内に住所がある世帯主、市内に事業所がある事業主

費用＝1台 2,000円

※電波受信料は2026年度分から廃止

申込先＝防災安全課、市民生活課

避難所の開設・混雑状況の可視化

空き情報配信プラットフォーム「**VACAN**」を使って、災害発生時の避難所開設状況や各避難所の混雑状況をウェブ上で確認できます。



土のうステーション

台風が接近したときなど水害の危険がある場合は、自由に土のうを持ち出すことができます。※土のうの返却はできません

設置施設＝神栖市役所(本庁舎)、波崎総合支所・防災センター、各コミュニティセンター、矢田部・若松公民館、息栖区民館



マイ・タイムラインをつくろう！



台風や大雨の水害など、これから起こるかもしれない災害に対し、あらかじめ時系列で整理した自分自身の避難行動計画「マイ・タイムライン」を作ってみましょう。

防災士になりませんか？



市では、地域の防災リーダーとなる「防災士」の資格取得を支援しています。
※要件など詳しくは、市ホームページをご覧ください

自主防災組織活動の助成



地域の皆さんが、自主的に防災活動をおこなう組織に対し、結成時や防災活動の助成をおこなっています。事前に申請が必要です。

地震に備える

☎・📍 住宅政策課 Tel0299-95-6595

木造住宅耐震診断士派遣事業 ～申込期限を延長～

お住まいに十分な耐震性能があるか、診断を受けませんか？過去に発生した災害では、住宅の倒壊などにより、多くの命が失われました。

申込期限を9月30日(水)まで延長しますので、この機会にぜひ診断を受けましょう。

対象＝次のすべてに該当する木造住宅

- 所有者が居住している
- 着工が1981年5月31日以前(丸太組工法・プレハブ工法は除く)
- 平屋建てまたは2階建てで、延床面積が30㎡以上
- 所有者とその世帯全員に市税の滞納がない
- り災証明で、半壊以上と判定されていない

※持ち物など、詳しくは市ホームページをご覧ください

※予算の上限に達した際は、申込期限前でも受付を終了する場合があります



9月1日は「防災の日」



📍 防災安全課 Tel0299-90-1126

関東大震災が起きた9月1日は「防災の日」です。ハザードマップで自宅や勤務先などの危険性を確認するほか、3日分以上の食糧や水をローリングストックし、災害時の持ち出し品もチェックしておきましょう。

災害時には、防災気象情報を基に避難情報が発令されます。いざという時に避難できるよう、避難行動や情報収集の手段をあらためて確認しておきましょう。

警戒レベルに応じた避難行動

5段階の警戒レベルと防災気象情報						
気象状況	気象庁などの情報		市町村の対応	住民が取るべき行動	警戒レベル	
災害の切迫発生 ↑ 2時間～0時間程度前 ↑ 数時間～3時間程度前 ↑ 半日～数時間前 ↑ 数日～約1日前	キキフル	河川氾濫、大雨土砂災害、高潮	市町村は、防災気象情報などを参考に避難情報を発令	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	命の危険 直ちに安全確保! すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動などをする。	5
	災害切迫	レベル5 特別警報 (警戒レベル5 相当情報)		~~~~~ 〈警戒レベル4までに必ず避難!〉 ~~~~~		
	危険	レベル4 危険警報 (警戒レベル4 相当情報)		避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	危険な場所から全員避難 台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	4
	警戒	レベル3警報 (警戒レベル3 相当情報)		高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	3
	注意	レベル2注意報 (警戒レベル2)		第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	自らの避難行動を確認 ハザードマップなどにより、自宅などの災害リスクを再確認するとともに、避難情報の収集手段を再確認するなど。	2
		早期注意情報 (警戒レベル1)		●心構えを一段高める ●職員の連絡体制を確認	災害への心構えを高める	1

出典：「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成